

整理番号 No.6-016

「登録航空機に対する打刻業務の取扱について」及び
「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（細則）」

平成 29 年 2 月 28 日 制定
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 3 月 29 日 一部改正

国土交通省航空局安全政策課

制定 平成 29 年 2 月 28 日国空総第 1396 号、国空機第 8863 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日（国空機第 1190 号）
一部改正 令和 6 年 3 月 29 日（国空安政第 2971 号）

国土交通省航空局長

登録航空機に対する打刻業務の取扱について

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 8 条の 3 第 1 項において、国土交通大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならないとされている。この要領は、当該規定に基づき実施する登録航空機への打刻の手続等を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新規登録日 法第 5 条に定める新規登録（法第 8 条に定めるまつ消登録をした後、再びする新規登録を含む。）の日をいう。
- 二 指定期日 法第 8 条の 3 第 2 項に定める国土交通大臣の指定する期日をいう。
- 三 認定事業場 法第 20 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の能力について同項の認定を受けた事業場をいう。
- 四 本邦航空運送事業者 法第 100 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 五 航空機使用事業者 法第 123 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 六 執務日 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 6 条第 1 項の週休日及び同法第 14 条の休日以外の日をいう。

第 2 章 登録記号の打刻等の手続

（期日の指定）

第 3 条 指定期日は、新規登録日から起算して三箇月を経過する日とし、当該日が執務日でない場合は、次の執務日とする。

- 2 航空機登録担当官は、新規登録申請書を受理したときに前項の期日を指定し、当該航空機の所有者に対して通知するものとする。

(登録記号の打刻等の実施)

第4条 航空機検査官は、前条第2項の通知を受けた所有者の依頼を受け、指定期日までに当該航空機の機体に登録記号を打刻するものとする。

- 2 前項の打刻は、所有者等がした打刻の航空機検査官による確認に代えることができる。
- 3 第1項の打刻及び前項の打刻の確認（以下「打刻等」という。）は、原則として別紙1に掲げるいずれかの空港で行う。
- 4 打刻等をした場合、航空機検査官は速やかに航空機登録担当官あて別紙様式により航空機打刻報告書（以下「報告書」という。）を提出するものとする。
- 5 報告書の提出を受けた場合、航空機登録担当官は報告書の記載事項が航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第11条の規定を満たしていることを確認するものとする。

(認定事業場がする登録記号の打刻等の手続)

第5条 当該航空機の所有者の希望により、前条第1項、第2項及び第4項の手続は、認定事業場が行うことができる。

(本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者がする登録記号の打刻等の手続)

第6条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が当該事業の用に供する航空機（当該事業の用に供する予定の航空機も含む。）にあっては、第4条第1項、第2項及び4項の手続は、当該事業者が行うことができる。

(期日の再指定)

第7条 航空機登録担当官は、当該航空機の所有者から、やむを得ない理由により指定期日までに打刻等ができない旨の届出があった場合には、当該届出の日から三箇月を経過しない範囲において、指定期日の再指定をし、当該航空機の所有者に対して通知するものとする。

(指定期日までに報告書の提出がない場合の手続)

第8条 指定期日までに報告書の提出がない場合、航空機登録担当官は、当該航空機の所有者に対し、第4条、第5条又は第6条の打刻等を行うよう書面により指導するものとする。

- 2 前項の書面を発出した日から起算して三箇月を経過する日までに報告書の提出がない場合、航空機登録担当官は、当該航空機の所有者に対し、第4条、第5条又は第6条の打刻等を行うよう書面により通知するものとし、以後、報告書の提出があるまで、上記の期間経過のたび通知を繰り返すものとする。

(更新に係る耐空証明申請時までに報告書の提出がない場合)

第9条 航空機登録担当官は、報告書の提出がない航空機の更新に係る耐空証明申請があった場合には、当該航空機の所有者に対し、速やかに第4条、第5条又は第6条の打刻等を行うよう指導するものとする。

2 前項の指導は、航空機検査官を通じて耐空証明申請者に対し、書面を交付することにより行うものとする。

第3章 雜則

(管轄)

第10条 第4条及び第9条第2項の事務は、当該航空機の所在地を管轄区域とする地方航空局の航空機検査官が行うものとする。

(細則)

第11条 本要領の施行に関し必要な事項及び規則第11条に規定する登録記号の打刻の位置及び方法の詳細は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本要領の施行前に新規登録をした航空機のうち、打刻を実施していないものについては、本要領の施行期日を指定期日とみなして、第8条の規定を適用する。

(廃止)

第3条 登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成9年8月25日付空総第177号）は、廃止する。

附則（令和4年4月1日付国空機第1190号）

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日付国空機第2971号）

(施行期日)

第1条 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1

東京国際空港
愛知県営名古屋飛行場

(別紙様式1)

《記載例：航空機検査官が実施又は確認した場合》

○○年○○月○○日

国土交通省航空局
総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)
航空機検査官 (○○駐在)
○○ ○○

航空機打刻報告書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成29年2月28日国空総第1396号、国空機第8863号）」に基づき以下のとおり報告します。

1. 国籍記号及び登録記号	JA○○○○	
2. 航空機型式	○○式 ○○型	
3. 製造番号	2345	
4. 所有者氏名又は名称	○○株式会社	
5. 打刻実施日又は確認日	実施日	○○年○○月○○日
	確認日	○○年○○月○○日
6. 打刻位置	□□□部 フレーム	

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図

(別紙様式2)

《記載例：認定事業場が実施又は確認した場合》

○○年○○月○○日

国土交通省航空局
総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)
(製造・整備) 検査認定事業場
○○株式会社 整備部
○○ ○○

航空機打刻報告書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成29年2月28日国空総第1396号、国空機第8863号）」に基づき以下のとおり報告します。

1. 国籍記号及び登録記号	J A○○○○	
2. 航空機型式	○○式 ○○型	
3. 製造番号	2345	
4. 所有者氏名又は名称	○○株式会社	
5. 打刻実施日又は確認日	実施日 ----- 確認日	○○年○○月○○日 ----- ○○年○○月○○日
6. 打刻位置	□□□部 フレーム	

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図

(別紙様式3)

《記載例：本邦航空運送事業者が実施又は確認した場合》

○○年○○月○○日

国土交通省航空局
総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)
本邦航空運送事業者
○○株式会社 整備部
○○ ○○

航空機打刻報告書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成29年2月28日国空総第1396号、国空機第8863号）」に基づき以下のとおり報告します。

1. 国籍記号及び登録記号	J A○○○○	
2. 航空機型式	○○式 ○○型	
3. 製造番号	2345	
4. 所有者氏名又は名称	○○株式会社	
5. 打刻実施日又は確認日	実施日 ----- 確認日	○○年○○月○○日 ----- ○○年○○月○○日
6. 打刻位置	□□□部 フレーム	

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図

(別紙様式4)

《記載例：航空機使用事業者が実施又は確認した場合》

○○年○○月○○日

国土交通省航空局
総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)
航空機使用事業者
○○株式会社 整備部
○○ ○○

航空機打刻報告書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成29年2月28日国空総第1396号、国空機第8863号）」に基づき以下のとおり報告します。

1. 国籍記号及び登録記号	JA○○○○	
2. 航空機型式	○○式 ○○型	
3. 製造番号	2345	
4. 所有者氏名又は名称	○○株式会社	
5. 打刻実施日又は確認日	実施日	○○年○○月○○日
	確認日	○○年○○月○○日
6. 打刻位置	□□□部 フレーム	

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図

制定 平成 29 年 2 月 28 日国空総第 1395 号、国空機第 8864 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日（国空機第 1190 号）
一部改正 令和 6 年 3 月 29 日（国空安政第 2971 号）

国土交通省航空局
総務課長
安全部安全政策課長

登録航空機に対する打刻業務の取扱について（細則）

登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成 29 年 2 月 28 日付国空総第 1396 号、国空機第 8863 号。以下「要領」という。）第 11 条の規定に基づき、登録航空機に対する打刻業務の取扱について（細則）を次のように定める。

（打刻の位置）

第 1 条 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 11 条に定める「当該航空機のフレーム、ビームその他の構造部材の見やすい位置」とは、フレーム（かまち）、ビーム（梁）、バルクヘッド（隔壁）、スキン（外板）等の原則として交換されない構造部材における次に掲げるいずれかの条件を満たす位置をいうものとする。

- 一 カバー、ケーブル等により覆われておらず、目視による確認が可能であるとともに、次条各号の方法による構造上の問題がない位置
- 二 目視の妨げとなるカバー、ケーブル等を一時的に動かすことによって確認が可能であるとともに、次条各号の方法による構造上の問題がない位置

（打刻の方法）

第 2 条 規則第 11 条に定める「直接登録記号を打刻する方法又は登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法」とは、次に掲げる方法をいう。

- 一 直接登録記号を打刻する方法には、原則として航空機検査官が管理する打刻印を用いるものとする。
- 二 登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法は、次に掲げるすべての条件を満たす方法とする。
 - イ 第二種耐火性材料と同程度以上の耐火性を有する材質を用いること。
 - ロ 構造部材と同程度以上の耐久性を有する材質を用いること。
 - ハ 次に掲げるいずれか又は複数の方法により、前条に定める位置に確実に固定すること。

- (1) 溶接
- (2) リベットによる接合
- (3) 航空機の設計者が許容する容易に剥離しない構造用接着剤等による貼付

(国籍記号及び国土交通省の表記)

第3条 登録記号は、国籍記号と一体として取り扱うべきものであり、また、前条の規定による打刻は、法第8条の3の規定に基づき、国土交通大臣が実施すべきものであることから、国籍記号を明らかにし、かつ、国、認定事業場、本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、同条、規則第11条、要領及び本細則の規定に基づき、実施又は確認した打刻であることを明らかにするため、次に掲げるいずれかの方法により容易に消えないよう、航空機又は航空機に取り付けた金属板（以下「航空機等」という。）に打刻された登録記号の先頭に国籍記号を併記し、当該登録記号の右側又は下側に国土交通省の文字を併記するものとする。

- 一 航空機等に打ち記す方法
- 二 航空機等に塗装する方法
- 三 航空機等にエッチング等で表面加工する方法

(打刻並びに国籍記号及び国土交通省の表記の標準的な様式)

第4条 打刻並びに国籍記号及び国土交通省の表記（以下「打刻及び表記」という。）の標準的な様式は、次に掲げるとおりとする。

一 航空機検査官が管理する打刻印を用いる場合、文字の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

区分	字の種類	字の大きさ	使用区分
1	英数字	約 32 ポイント	打刻及び表記をする位置の構造が打刻に耐えられるものであって、かつ、材料が比較的軟らかい場合並びに打刻及び表記をする位置の面積が大きい場合
	漢字	約 22 ポイント	
2	英数字	約 26 ポイント	上記以外の場合
	漢字	約 16 ポイント	

二 航空機検査官が管理する打刻印を用いない場合、文字の大きさは、前号に掲げる表の使用区分に準ずるものとし、明瞭に判読できるよう、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- イ 印刷用書体であること。
- ロ 英数字の場合はブロック体であって、筆記体を使用しないこと。
- ハ 漢字の場合は明朝体又はゴシック体であること。

三 具体的な様式の例は、別記様式1による。

(打刻等依頼書)

第5条 要領第4条第1項の依頼は、別記様式2による。

2 航空機検査官は、前項の依頼を受け、依頼者である航空機の所有者または航空機の所有者が指定する立会人（以下「所有者等」という。）と協議のうえ、打刻等を実施する場所及び日時を決定し、所有者等に通知する。

(航空機打刻報告書)

第6条 要領第4条の報告書（要領第5条又は第6条により認定事業場、本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が提出するものを含む。）には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 写真（遠景（打刻位置が判別できるもの））
- 二 写真（接写（打刻した文字が判読できるもの））
- 三 打刻位置の概略図（構造部材であることが判別できるもの）

(期日の再指定)

第7条 要領第7条のやむを得ない理由は、打刻する航空機が輸入航空機であり、当該航空機の本邦内への到達が新規登録日から二箇月を経過する日以後になることが明らかであることとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成29年3月1日から施行する。

(廃止)

第2条 「登録記号の打刻要領」（昭和37年10月30日TCM-22-001）は、廃止する。

附 則（令和4年4月1日付国空機第1190号）

(施行期日)

第1条 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付国空機第2971号）

(施行期日)

第1条 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式1 (様式の例)

(例1)

(寸法の単位は mm)

J|A|0|1|2|A
国|土|交|通|省

(例2)

J|A|3|4|5|B
国|土|交|通|省

(別記様式2)

年 月 日

(航空機の所有者)

住所

氏名又は名称

打刻・打刻の確認について(依頼)

下記1. の航空機について、下記2. のとおり打刻・打刻の確認を受けたいので、依頼します。

1. 航空機

登録記号	JA****
型式	**式**型
製造番号	****

2. 依頼事項

希望する打刻場所	駐在空港(羽田・名古屋) 駐在空港以外()
希望する打刻を受ける日時 ※第三希望まで	○○年○○月○○日 午前・午後○○時 年 月 日 午前・午後 時 年 月 日 午前・午後 時
立会人 立会人と所有者の関係	○○ ○○ 本人

添附書類：期日指定通知

※ 以下には記入しないでください。

打刻を実施する場所	○○空港
打刻を実施する日時	○○年○○月○○日 午後○○時
担当検査官	○○ ○○

※ 担当検査官は予告なく変更されることがあります。

以上